

公取委審判審決平成7年7月10日・平成3年(判)第1号(大阪バス協会)

(LEX/DB 提供テキストを利用して抜粋)

審決が引用する審決案第四の一

(二) 道路運送法に基づく認可運賃等を下回る運賃等を定めた事業者団体による最低運賃等に関する協定に関して独占禁止法上の排除措置を命ずることの一般的可能性について

ア 前記(一)において詳述したとおり、道路運送法は運賃等を主務官庁の認可に係らせ、また、完全には自由な事業者間の競争を認めない条文を置いているが、そのことから無条件に当然に、独占禁止法の適用が排除され、又は同法上の排除措置命令に関連する規定の内容が規定、拘束されるものではなく、この排除措置命令の可否は、専ら同法の見地から判断すべきである。もっとも、本件において、そのことから直ちに、事業法である道路運送法上の認可運賃等を下回る内容の協定が常に独占禁止法上の排除措置命令の対象となるとの結論が導かれると断ずるのは、まだ早計というべきである。

なぜならば、独占禁止法上の排除措置命令の可否を専ら同法独自の見地から判断するとはいっても、主催旅行向け輸送に関する本件各決定は、道路運送法に基づく認可運賃等を下回る運賃等を定めており、各決定が制限しようとしている価格競争は同法上違法な取引条件に係るから、そのような競争でも常に独占禁止法第八条第一項第一号等に定められた「競争」の構成要件に該当するかどうか、したがって各決定行為が常に同条同号等所定の「競争を実質的に制限すること」という構成要件に当たるとして同法上の排除措置命令を採り得るときに該当するかどうかの問題は、依然として残らざるを得ないのであり、この問題に限定する限りは、同法の立法の趣旨、目的、殊に同法第一条に定められた目的規定にまで立ち返って解釈する必要があるからである。

(もとより、経済法の基本法であるとの独占禁止法の性格を考慮すると、同法の適用範囲を不当に狭めるような解釈態度を採ることはできないし、また、このように意識的に同法の立法の趣旨、目的に立ち返って判断することが必要な場面が全く例外的であることは、明らかである。すなわち、最高裁判所昭和五十九年二月二四日第二小法廷判決・刑集三八巻四号一二八七頁は、行政指導に関連してではあるが、同法の趣旨、目的から、行政は価格形成にみだりに介入すべきではないとしつつ、価格に関する行政指導も、当該行為の必要性、手段、方法の相当性が肯定される場合において、なおかつ、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的に実質的に抵触しないときに厳格に限定して、一種の緊急措置として是認され、価格に関する事業者間の合意も、適法な行政指導に従い、これに協力して行われた場合に限り、違法性が失われ得ると判断している。このように、意識的に同法の立法の趣旨、目的に照らして判断することを要する場面は、当然極めて限定された場合に限られてくるといえることができる。しかし、特に限定された場合に限られるとはいっても、判例法によれば、独占禁止法の立法の趣旨、目的と対比して判断すべき場面が生じ得ることは否めず、本件のように違法な取引条件に係る競争が独占禁止法第八条第一項第一号等に定められた「競争」の構成要件に該当するかどうかの判断に限っては、同法の趣旨、殊に同法第一条の目的規定の趣旨を考えに入れる必要があることを否定することはできない。)

イ そこで、前記の立場に立ちつつ審判における証明の負担の観点をも考慮して、運賃等に限らず事業者又は事業者団体により価格協定がされた場合に独占禁止法による排除措置命令をすることができるかどうかを一般的に検討してみると、通常であれば「一定の取引分野における競争を実質的に制限」しているとされる外形的な事実が調っている限り、このような場合は、原則的に同法第三条（第二条第六項）又は第八条第一項第一号の構成要件に該当すると判断され、同法第七条又は第八条の二に

基づく排除措置命令を受けるのを免れないのがあくまでも原則であると考えられる。

ウ もっとも、その価格協定が制限しようとしている競争が刑事法典、事業法等他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引（典型的事例として阿片煙の取引の場合）又は違法な取引条件（例えば価格が法定の幅又は認可の幅を外れている場合）に係るものである場合に限っては、別の考慮をする必要があり、このような価格協定行為は、特段の事情のない限り、独占禁止法第二条第六項、第八条第一項第一号所定の「競争を実質的に制限すること」という構成要件に該当せず、したがって同法による排除措置命令を受ける対象とはならない、というべきである。

なぜならば、前記（一）において詳しく検討したとおり、同法による排除措置を命ずることができるかどうかは、専ら同法の見地から判断すべきであって、道路運送法の認可制度を定める規定により当然に判断の拘束を受けるものではないが、独占禁止法の直接及び究極の目的、すなわち、同法第一条に記載された、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという目的をも考慮してみると、これらの場合には、他の法律により当該取引又は当該取引条件による取引が禁止されているのであるから、独占禁止法所定の構成要件に該当するとして排除措置命令を講じて自由な競争をもたらしてみても、確保されるべき一般消費者の現実の利益がなく、また、国民経済の民主的で健全な発達の促進に資するところがなく、公正かつ自由な競争を促進することにならず、要するに同法の目的に沿わないこととなるのが通常の事態に属するといえるため、特段の事情のない限り、その価格協定を取上げて同法所定の「競争を実質的に制限する」ものに該当するとして同法による排除措置命令を受ける対象となるということができないからである。

なお、ここで価格協定が制限しようとしている競争が他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものであることの証明責任についても検討しておく、これらの事実は通常の事態との関係では例外に属するから、審査官の主張自体から明らかでない限り、被審人の側からこれらの点を指摘する主張がなければ、これらの点をあえて審判において考慮する必要がない（その意味では、指摘ないし特定の負担が被審人の側にあるといってもよい。）と思われる。しかし、これらの事実は、告発を経て刑事訴訟事件となったときは、法律的に違法性阻却原因、処罰条件事由等と同様の意味をもち、真偽不明の場合検察官が客観的挙証責任を負うことになるのではないかと予想されることとの権衡から、いったん被審人からこれらの事実の指摘がされた場合（もとより審査官の主張自体から窺われる場合も同様である。）には、審査官が価格協定が制限しようとしている競争が法律により禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものでないこと、最終的な証明責任を負担すると考えてよいと思われる。したがって、この点について真偽不明となったときは、審査官により後記エの事実が主張立証されない限り、独占禁止法所定の「競争を実質的に制限する」との構成要件該当事実の証明がないことに帰するから、排除措置を命ずることはできないと解すべきである。

（この関係で、認可運賃等を上回る額で運賃等の協定がされたときは、特段の事情の主張立証がない限り、その協定は、認可運賃等による競争をも制限しようとしていると認めるほかはないから、その協定が制限しようとしている競争は冒頭に記載した違法な取引条件に係るものには該当しないというべきである。

これに対し、認可運賃等が確定額により定められている場合においてその確定額で価格協定がされたとき又は認可運賃等が最高額及び最低額により定められている場合においてその最低額で価格協定がされたときは、通常の事例においては特別の立

証を要しないで、その価格協定が制限しようとしている競争は、その確定額又は最低額より低い額での競争であって専ら違法な取引条件に係ることが事実上推定される、といて差し支えないと思われる。)

エ 以上のようにいうことができる反面、全く同じ理由に基づき、価格協定が制限しようとしている競争が事業法等他の法律により刑事罰等をもって禁止された取引条件に係る場合であっても、当該価格協定に対して独占禁止法上の排除措置を命ずることが、同法の直接及び究極の目的、すなわち同法第一条に記載された、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する、という目的から首肯され得る、特段の事情のあるときは、このような価格協定行為が同法第二条第六項、第八条第一項第一号の構成要件に該当するということを妨げる理由はないのであるから、同法の見地に立って排除措置を命ずることができる、と判断される。

このように、事業法等により禁止された取引条件に係る競争を制限しようとする価格協定も、特段の事情のあるときには独占禁止法所定の構成要件に該当するものとして排除措置命令の対象となり得る場合があるとの判断は、繰り返しになるが、前記(一)において詳述したとおり、同法による排除措置を命ずることができるかどうかは専ら同法の見地から判定すべきであることに根ざしている。

そして、前記の特段の事情のある場合の典型的な例として、当該取引条件を禁止している法律が確定した司法部における判断等により法規範性を喪失しているときを掲げることができる。

その外に、本件での被審人、審査官双方の主張に即して、右の特段の事情のある場合の例を挙げれば、1 事業法等他の法律の禁止規定の存在にもかかわらず、これと乖離する実勢価格による取引、競争が継続して平穩公然として行われており(以下

この点を「(二) エの1の点」という。)、かつ、2その実勢価格による競争の実態が、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する、という独占禁止法の目的の観点から、その競争を制限しようとする協定に対し同法上の排除措置を命ずることを容認し得る程度までに肯定的に評価される（以下この点を「(二) エの2の点」という。）ときを挙げることができる（なお、ここでは、前述のとおり、専ら独占禁止法に基づく排除措置命令の可否の判断をする前提として同法の前記の特定の構成要件を解釈するに当たって、競争の実態が同法の目的から肯定的に評価されるかどうかを問題としているにすぎないから、このことが肯認された場合であっても、事業法等による認可制度の運用の当否が問題とされるものではなく、まして認可制度による禁止の効力等は全く影響を受けないことは、当然である。また、ある事業が事業法により主務官庁の規制下に置かれている場合において、その事業法上の警察目的による禁止規定に反してされた契約が私法上効力を否定されず、したがって、主務官庁以外の他の行政庁はその契約の効力を無視できないときがあり得ることと対比すれば、国家行政組織法第二条第二項を根拠に当然に本文のような判断を排除することは無理というべきである。）。このような場合には、排除措置命令により価格協定を排除すれば、かえって、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達の促進に資することになるからである。